

青森県報

号外第八十九号

平成二十九年
十月十六日
(月曜日)

目 次

教育委員会

- 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) ……
- 青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…(職員福利課) ……

教育委員会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる場合」の下に「又は同条例第二条の四に規定する場合」を加える。

第一号様式中「又は再任用短時間勤務職員の1歳6か月」を「若しくは再任用短時間勤務職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員若しくは再任用短時間勤務職員の2歳」に改め、同様式の注の4中「又は1歳6か月」を「1歳6か月までの子の育児休業又は2歳」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十月十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「掲げる場合」の下に「又は同条例第二条の四に規定する場合」を加える。

第二号様式の二中「の1歳6か月」の次に「までの子の育児休業又は再任用短時間勤務職員の2歳」を加え、同様式の注の4中「又は1歳6か月」を「1歳6か月までの子の育児休業又は2歳」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭